

BEPS 最終報告書公表後の OECD の動向と我が国及び EU の対応

23 August 2016

In brief

2015年10月のBEPS最終報告書の公表後、BEPSプロジェクトは報告書における勧告内容の実施フェーズに入り、勧告実施のための指針やユーザー・ガイド、より詳細なルールの討議草案の公表が行われています。我が国では、BEPSの勧告に沿う形で、2015年度(平成27年度)税制改正、2016年度(平成28年度)税制改正で対応が手当てされ、移転価格税制の文書化制度に関しては関連情報のウェブサイトでの掲載や相談窓口の開設等により、納税者のコンプライアンスを高めるための環境整備が進められています。海外でも、BEPS行動13への対応をはじめとする税制改正が進められていますが、EUではより包括的な租税回避対応措置を盛り込んだ、租税回避防止指令が2016年7月19日にOfficial Journal of the European Union(欧州連合官報)に掲載され、20日後に発効しました。本ニュースレターでは、BEPS最終報告書の公表後の我が国とEUの動向について解説します。

In detail

1. BEPS最終報告書の公表後のOECDの動向

BEPSプロジェクトは、2015年10月の最終報告書の公表と、G20財務大臣会合での承認を経て、勧告の策定フェーズから実施フェーズへと移行しました。OECD租税委員会では、最終報告書の公表後も勧告実施のための指針の公表や、勧告のより具体的なルールの策定、さらに当局間での情報交換に使用される標準ツール(XMLスキーマ)の提供も行っています(次ページ図表1参照)。

2016年6月には、最終報告書の勧告実施のための、包摂的枠組みの第一回会合が京都で開催され、100を超える国・地域及び地域機関・国際機関の参加を得て、移転価格や利子控除等、積み残したBEPSの技術的事項に関する基準策定作業に着手しました。包摂的枠組みは、BEPSプロジェクトの4つのミニマムスタンダードである、有害税制への対抗、租税条約の濫用防止、移転価格税制に係る文書化、紛争解決メカニズムの構築、の実施確保に焦点を当てています。

我が国の今後の税制改正にも関連すると考えられる行動(3、4、8-10、12)については、今後も引き続きBEPSプロジェクトの動向に留意する必要があります。

2. 我が国の対応

我が国も、BEPSの勧告の実施に向けた適切な対応を図る必要から¹、平成27年度税制改正²、平成28年度税制改正³で対応が手当てされました。平成28年度税制改正で見直しが行われた移転価格税制の文書化

¹ 2015年10月5日のBEPS行動計画に関する最終報告書の公表についての財務大臣談話

² BEPS行動2「ハイブリッド・ミスマッチの取決めの効果の無効化」の第一次勧告(2014年9月)を受けて、海外における損金算入配当に係る外国子会社配当益金不算入制度の見直しが行われた。

³ BEPS行動13「多国籍企業情報の文書化」を受けて文書化制度の見直しが行われた。

制度に関しては、「移転価格事務運営要領」の一部改正⁴や事例集等の公表、書式の整備等の関連情報のウェブサイトでの掲載⁵、さらに相談窓口の開設等により、納税者のコンプライアンスを高めるための環境整備が進められています。

【図表1 BEPS 最終報告書の公表からの進展】

2015年10月5日	OECDはBEPS最終報告書を公表
2015年10月9日	G20財務大臣会合(ペルーのリマで開催)において BEPS最終報告書を承認
2016年3月22日	OECD は国別報告書(CbCR)の税務当局及び納税者のための国別報告 XML スキーマー及びユーザー・ガイド ⁶ (国税庁による仮訳 ⁷)を公表
2016年3月22日	OECD は租税条約関連(行動15)のBEPS勧告実施のための多国間協定の策定に係る討議草案を公表 ⁸
2016年6月29日	OECDは国別報告書の実施に関する指針 ⁹ を公表
2016年6月30日	BEPSに対処するための新たな包摂的枠組みの第一回会合を京都で開催
2016年7月4日	OECDは (i) 利益分割(行動8-10)に係る修正指針の討議草案 ¹⁰ 、(ii) 恒久的施設への利益の帰属(行動7)に係る追加指針の討議草案 ¹¹ 、及び(iii) 事業再編に係る移転価格ガイドライン第9章の修正 ¹² を公表
2016年7月11日	OECD は行動4(利子の損金算入制限)のグループ比率ルール設計及び運用に係る討議草案 ¹³ 、並びに行動5(有害税制)の勧告に基づく税務当局のタックス・ルーリングの情報交換のためのXML スキーマー及びユーザー・ガイド ¹⁴ を公表
2016年7月28日	BEPS行動4(利子の損金算入制限)の銀行業・保険業に適用されるルールの討議草案 ¹⁵ を公表

3. EU における BEPS 勧告への対応

EU では、BEPS 最終報告書の公表前から、所得移転による租税回避への取り組みを進めてきました。1998 年には、有害な税の競争の制限等を盛り込んだ「the Code of Conduct for business taxation」を整備し、2012 年には脱税や租税回避への取り組みの強化を図る行動計画(Action Plan)を採択しました¹⁶。

2016 年 1 月には、BEPS 最終報告書の公表を受けて、以下の 4 つの項目からなる租税回避防止パッケージ(ATA パッケージ)を提示しました。

- ① 租税回避防止指令(ATAD (Anti-Tax Avoidance Directive))
- ② 租税条約に係る問題(条約の濫用、PE)の提案
- ③ 移転価格税制の国別報告書の実施及び一般開示等に向けた現行の指令の改正案
- ④ 効果的な課税のための域外の戦略(External Strategy for Effective Taxation)の通知

租税回避防止指令では、BEPS 最終報告書に無い一般的租税回避防止規定も盛り込む等、より包括的な租税回避対応措置の規定を設けています(利子の損金算入制限(第 4 条)、出国税(第 5 条)、一般的租税回避防止規定(第 6 条)、CFC 税制(第 7 条、8 条)、ハイブリッド・ミスマッチ(第 9 条))。

⁴ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/kaisei/160630/01.htm>

⁵ <http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/takokuseki/index.htm>

⁶ <http://www.oecd.org/tax/country-by-country-reporting-xml-schema-user-guide-for-tax-administrations-and-taxpayers.htm>

⁷ http://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxtp/e-taxtp_oecd_xml_schema.pdf

⁸ <http://www.oecd.org/tax/treaties/BEPS-Discussion-draft-Multilateral-Instrument.pdf>

⁹ <http://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/guidance-on-the-implementation-of-country-by-country-reporting-beps-action-13.pdf>

¹⁰ <http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/BEPS-discussion-draft-on-the-attribution-of-profits-to-permanent-establishments.pdf>

¹¹ <http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/BEPS-discussion-draft-on-the-attribution-of-profits-to-permanent-establishments.pdf>

¹² <http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/conforming-amendments-chapter-ix-transfer-pricing-guidelines.pdf>

¹³ <http://www.oecd.org/tax/beps/discussion-draft-beps-action-4-elements-of-the-design-of-group-ratio-rule.pdf>

¹⁴ <http://www.oecd.org/tax/beps/exchange-on-tax-rulings-xml-schema-user-guide-for-tax-administrations.htm>

¹⁵ <http://www.oecd.org/tax/aggressive/discussion-draft-beps-action-4-banking-and-insurance-sector.pdf>

¹⁶ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1471574779147&uri=CELEX:52016SC0006>

上記のうち、①の租税回避防止指令は2016年7月19日に Official Journal of the European Union (欧州連合官報) に掲載され¹⁷、20日後に発効しました。EU加盟国は、遅くとも2018年12月末までに ATAD に対応した国内法の立法化(2019年1月1日より施行)が求められます。

【図表 2 BEPS 最終報告書の勧告と我が国と EU の対応状況】

最終報告書の勧告	我が国の対応	EU の対応
行動 1 電子経済の課税上の課題への対応	平成 27 年度税制改正で対応済み	BEPS 報告内容に同調 デジタルコンテンツに対する消費税は仕向地主義を導入済み
行動 2 ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化	平成 27 年度税制改正で対応済み	ATAD で規定を創設
行動 3 外国子会社合算税制の強化	法改正の可否を含め検討	ATAD で規定を創設
行動 4 利子控除制限	法改正の可否を含め検討	ATAD で規定を創設
行動 5 有害税制への対抗	既存の枠組みで対応	クロスボーダーのタックス・ルーリングと APA に関する義務的情報交換を 2017 年から開始
行動 6 条約濫用の防止	租税条約の拡充(行動 15 含む)の中で対応	ATA パッケージの②で、PPTアプローチを推奨
行動 7 人為的な PE 認定回避	租税条約の拡充(行動 15 含む)の中で対応	ATA パッケージの②で、修正後の OECD アプローチを推奨
行動 8-10 移転価格税制と価値創造の一致	法改正の可否を含め検討	Joint Transfer Pricing Forum (JTPF) において BEPS 勧告の実施のための EU アプローチを策定
行動 11 BEPS 関連のデータ収集・分析方法の確立	—	EU 独自に調査を継続中(アグレッシブな租税戦略が実効税率に及ぼす影響について)
行動 12 タックス・プランニングの義務的開示	法改正の可否を含め検討	Code of Conduct において検討
行動 13 多国籍企業情報の報告制度(移転価格税制に係る文書化)	平成 28 年度税制改正で対応済み	ATA パッケージの③で、最終報告書の勧告を踏襲した制度の義務化を提案
行動 14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築	対応済み	2016 年中に EU 域内での紛争解決メカニズムの修正版を提案
行動 15 多国間協定の開発	参加	ATA パッケージの②で対応

(出所: 政府税制調査会(2016年5月26日開催)財務省提出資料、Communication from the Commission to the European Parliament and the Council - Anti Tax Avoidance Package: Next Steps towards delivering effective taxation and greater tax transparency in the EU より作成)

¹⁷ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32016L1164&from=EN>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okada@jp.pwc.com

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

hiroshi.sasaki@jp.pwc.com

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

yumiko.arai@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 590 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。